

経営所得安定対策だより

平成21年1月22日
第1号
岐阜農政事務所



～経営所得安定対策だよりを発行します～

水田・畑作経営所得安定対策は、米、麦、大豆等を生産する農家の
方々の経営所得の安定化を図るため平成19年4月から導入しました。

対策導入後には、加入者の皆さんからいただいた意見を参考に交付金
の支払時期を早めたり、各種申請書類について見やすく記入しやすい様
式に変えました。

「経営所得安定対策だより」は、このような改正のお知らせや対策の
手続き、担い手の経営発展に役立つ情報などをタイムリーに分かりやす
く、年5回程度お知らせしたいと考えていますので、今後ともよろしく
お願いします。

<目次>

- ・大豆の成績払交付申請のお知らせ
- ・対策加入者の方々への支援策のご案内
- ・地方版（大豆の成績払の交付申請の手続き）



～大豆の成績払交付申請のお知らせ～

☆早めに交付申請手続きを済ませましょう。

成績払（黄ゲタ）の交付申請は、**平成21年3月5日（木）まで**です。

農政事務所では、交付申請のあった順に内容を確認して、交付
金をお支払いしています。

最寄りの農政事務所（地域課）やJAなどにも相談して、早めに交
付申請手続きを済ませましょう。



お問い合わせ先

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
岐阜農政事務所 農政推進課	500-8288	岐阜市中鶉2-26	(058)271-4044	(058)274-0656
地域第一課	503-0027	大垣市笠縫町509-7	(0584)73-4351	(0584)73-4353
地域第二課	506-0055	高山市上岡本町7-479	(0577)32-1155	(0577)32-1156
地域第三課	509-9132	中津川市茄子川1646-20	(0573)68-3838	(0573)68-3836

～対策加入者の方々への支援策のご案内～

農林水産省では、担い手農家の皆さんに役立つさまざまな支援策を用意しています。

21年度予算においても、認定農業者、集落営農組織の方々に対し、これまで以上に、充実した支援策を準備しておりますので、皆様の目的・用途に応じて、是非ご活用下さい。

経営相談を受けたい 新たな作物に取り組みたい 人材を育成したい



- 担い手育成総合支援協議会（市町村役場、JA、農業委員会等で構成する組織）が経営の安定・発展、新たな人材の確保などに必要な取り組み全般を支援します。

担い手アクションサポート事業

【担い手（認定農業者や集落営農組織）の方へ】

- ・ 担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果をもとに助言などを行います。
- ・ 担い手の法人化に必要な様々な手続の経費や専門家の相談費などを助成します。
- ・ 経営の多角化・複合化のための新規作物導入などの試験的な取組について助成します。
- ・ 集落営農組織を対象に農業機械操作の講習を行ったり、大型農業機械の運転免許取得などを支援します。
- ・ 新規就農者の雇用に向けた研修会等の開催経費を助成します。
- ・ 集落営農組織を立ち上げる場合に、農家への意向調査や勉強会などの取組を支援します。

農林漁業ビジネス経営塾

- ・ 経営の問題を解決するため、団塊世代等の人材を研修講師として派遣します。

経営規模を拡大したい

農地確保・利用支援事業

- 農地を面的に集積した場合に、その調整を行う農協、市町村公社等の団体に対して、集積面積に応じて、10aあたり最大16,000円の交付金をお支払いします。
- 交付金は、農地の出し手・受け手が話し合った上で、農業用機械の購入など、いろいろなことに使えます。
- また、集積した農地の畦畔の除去等の小規模な基盤整備を支援します。



機械・施設を導入したい



- 機械・施設の導入に係る経費の一部を助成します。

担い手経営展開支援リース事業

農業用機械・施設をリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。

【認定農業者の方へ】

- ・ 新しい農業技術の導入に必要な農業機械などをリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。
(助成率：リース料の13%程度、上限250万円)
- ・ 農業経営の法人化や規模拡大を図ろうとする場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。
(助成率：リース料の3/10以内、上限1,000万円)

【認定農業者、集落営農組織の方へ】

- ・ 地域内の農地の利用集積・団地化などを行う場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。
(助成率：リース料の1/4以内、上限500万円)

【集落営農組織の方へ】

- ・ 規模拡大や新規作物導入などに必要な機械・施設のリース料の一部を助成します。
(助成率：リース料の1/2以内、上限500万円)

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資を主体として導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得価格の3/10までを上限として助成します。

強い農業づくり交付金 (集落営農育成・確保緊急整備支援)

集落営農を法人化する際に必要な機械・施設の導入経費の1/2を助成します。

低利な融資を受けたい

- 平成21年度までに認定農業者が借り受けるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入金利を、最大2%引き下げます。

スーパーL資金 農業近代化資金

平成20年12月18日現在の金利水準(償還期間に応じて1.35~1.7%)なら、実質無利子で融資を受けることができます。
資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。



※ それぞれの事業によって、実施主体、実施要件等が異なりますので、詳しくは、最寄りの農政事務所までお問い合わせ下さい。

なお、農林水産省経営政策課では「担い手のための支援策活用ガイド」(21年度予算・20年度補正予算概算決定版)を作成し、ホームページへの掲載等を1月下旬に予定していますので、ご活用下さい。

大豆の成績払の交付申請手続き

1 交付金の対象となる大豆

普通銘柄大豆の3等以上及び特定加工用銘柄大豆の合格並びに産地品種銘柄の品種で銘柄の証明が受けられなかった普通大豆の3等以上に格付けされたもので、以下の数量が該当します。（種子及び黒大豆を除きます。）
岐阜県の産地品種銘柄は、「アキシロメ、タチナガハ、つやほまれ及びフクユタカ」の4品種です。

(1) 農協へ委託販売をしている方

対策加入者が「交付年度において生産する大豆」について、生産年の8月31日までに、農協へ「売渡委託申込」を行い、生産年の翌年の3月31日までに、農協へ引き渡した大豆の数量が、交付対象となります。

(2) 需要者へ直接販売をしている方

大豆を、は種する前に対策加入者と需要者との間で、生産年の7月20日までに締結した「契約栽培取引に係るは種前契約書」の数量であり、かつ、生産年の翌年の3月31日までに、引渡期限を同年の12月31日までとする売買契約が締結された数量が、交付対象となります。

2 「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書(様式第8号)の添付書類

交付申請書(様式第8号)に以下の書類を添付の上、申請する大豆の生産量、品質を証明してください。

(1) 農協へ委託販売をしている方

農協から、別途、以下の書類が通知されますので、申請の際に添付してください。

なお、農協に事務委託を行っており、農協からこれらに係る書類が岐阜農政事務所に報告される場合は、添付は不要となります。事務委託や報告の有無等については、農協にご確認ください。

- ① 大豆の出荷契約書(写)
- ② 品質区分別の販売・出荷数量を確認できる書類
- ③ 品質区分及び品位等検査結果を確認できる書類

(2) 需要者へ直接販売をしている方

① は種前契約書(写)

「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」に基づく、は種前契約で産地別銘柄、契約数量及び作付け予定面積等が確認できるもの。(生産年の7月20日までに、概ね2トン以上の契約数量で締結したもの。)

② 品質区分別の販売・出荷数量を確認できる書類

・ 売買契約書(写)等

銘柄別の品質区分別販売数量が確認できるもの。(生産年の翌年3月31日までに、引渡期限を同年の12月31日までとする売買契約が締結されたもの。)

③ 品質区分及び品位等検査結果を確認できる書類

・ 登録検査機関が証明した検査証明書の(写)等

3 交付申請の時期

平成21年3月5日(木)まで

4 交付申請の場所

岐阜農政事務所及び地域課(詳しくは、巻頭をご覧ください。)